

保険給付に関する申立書 兼 理由書

受診日

医療機関名

受診者

診療費（自己負担額）円

公費利用の有無

無

子ども医療

自立支援医療

その他（

）

保険証を提示せず受診した理由、及び経過等（届出・手続きが遅れていた場合はその理由）

- ☐国保加入手続きをすることを忘れていたため
- ☐国保加入制度が必要であること知らなかったため
- ☐年 月 日に社保離脱した際、会社からの喪失証明書が 年 月 日にしか届かなかったため
- ☐年 月 日に遡って社会保険の扶養認定が取消しされたため
- ☐短期証の期限が切れていたため
- ☐国保加入期間中に、以前使用していた社会保険証で病院受診したため
- ☐その他（
-
- ）

令和 年 月 日

※法第110条（時効）

保険給付を受ける権利は、
2年を経過した時は時効に
よって消滅する。

国保番号	
世帯主 氏名	
世帯主 住所	
TEL（自宅・携帯）	

代理人 氏名	
代理人 住所	
TEL（自宅・携帯）	

糸満市 国民健康保険課長 殿

上記の申立について、下記のとおり決定します。

保険給付に関する申立について、「給付の申立に関する保険適用基準」
の適用要件（第 条の ）に【 該当 ・ 適用外 】であること、
且つ事由の内容を審査した結果、【 認定 ・ 却下 】 します。

国民健康 保険課長	給付 係長	保険税 係長	国民健康保険課 担当						
			保険税担当	資格担当	第三者担当	レセ担当			給付担当

意見欄	①	☐滞納なし ☐滞納税額 円のうち、全額の 税充当を条件 に認めて良いと思います。 ☐その他
	②	
	③	